

令和6年度 第1回

青梅市総合教育会議会議録

日 時 令和6年8月21日（水）午前10時00分
場 所 教育委員会会議室

第1回青梅市総合教育会議議事日程

会 期 令和6年8月21日（水） 1日間

場 所 教育委員会会議室

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 教育長あいさつ
- 4 報告事項
 - (1) 令和6年度小学生オンライン交流会について（動画上映）
 - (2) 青梅市こども計画の策定について
- 5 協議事項
 - ・いじめ防止対策について
- 6 その他
 - (1) 日本航空学園石川の紹介
 - (2) 高校生と市長との意見交換会について
 - ※青梅総合高校および多摩高校との意見交換会を12月に予定
- 7 閉会

資料1 令和6年度「小学生オンライン交流会」報告書

資料2 青梅市こども計画の策定について

資料3 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会からの提言にもとづく取組

.....

出席者	市長	大勢待 利 明
	教育長	橋 本 雅 幸
	教育長職務代理者	稲 葉 恭 子
	教育委員	百 合 陽 子
	教育委員	杉 本 洋
	教育委員	徳 長 邦 彦

出席説明員	副市長	小 山 高 義
	企画部長	森 田 欣 裕
	こども家庭部長	青 木 政 則
	学校教育部長	谷 合 一 秀
	企画政策課長	野 村 正 明
	子育て応援課長	濱 野 剛
	教育総務課長	芥 川 純一郎
	指導室長	拝 原 茂 行
	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎

書記	企画政策課主任	伊 藤 桃 子
	教育総務課庶務係長	板 垣 良 平

午前10時00分開会

.....

1 開 会

【企画政策課長（野村）】 ただいまから令和6年度第1回青梅市総合教育会議を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は企画政策課長の野村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、当会議につきましては、一般公開とさせていただいております。ただいま傍聴者3名でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の資料につきまして確認をさせていただきます。

上から番号なし、次第と委員の名簿でございます。

資料1、令和6年度「小学生オンライン交流会」報告書

資料2、青梅市こども計画の策定について

資料3、青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会からの提言にもとづく取組

資料に不足等ございましたら事務局までお申し出いただきたいと存じます。

よろしいでしょうか。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

.....

2 市長あいさつ

【企画政策課長（野村）】 次第の2、大勢待市長からごあいさつをいただき、その後の議事進行をお願いいたします。

【市長（大勢待）】 皆さんこんにちは。

教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中本日はご出席をいただきありがとうございます。また、日ごろより市の教育施策に対してご尽力をいただきまして、感謝申し上げます。

さて、先日ですけれども、青梅市教育委員会によるいじめ重大事態の発生といじめ問題対策委員会調査部会からの報告書の公表がありました。いじめ重大事態の発生は、私自身といたしましても誠に残念でありますし、非常に心苦しい悲しみを感じる出来事であります。

市では、第7次総合長期計画や教育大綱において、「豊かなところと健やかな体の育成」を施策の方向性として掲げていまして、いじめ問題につきましても「青梅市いじめの防止に関する条例」にもとづきまして、未然防止・早期発見・対処への取組を強化するとしていますが、目標を掲げていることと、掲げていることを実際に実行して達成するというのは本当に難しいものがあると思っております。

本日は、このいじめの防止に向けまして市として何ができるか、今後の対策について皆様とご協議したいと思っております。

また、市では令和7年度を初年度とする「青梅市こども計画」の策定に取り組んでいるところ

でございます。こちらにつきましても、皆様のご意見とお力添えをいただきたいと思っております。

私が市長就任当初から繰り返し述べております、子どもたちが誰一人として取り残されることなく将来に夢や希望を持ち、その実現に向かっていくことができる、そういった方針になっていくよう委員の皆様からのご支援、ご協力をお願い申し上げまして、私からのあいさつにかえさせていただきます。

それでは、本日はどうぞよろしく願いいたします。

.....

3 教育長あいさつ

【市長（大勢待）】 それでは、会議を進行してまいりたいと思います。

次に、次第の3、教育長からあいさつをお願いいたします。

【教育長（橋本）】 あらためまして、おはようございます。本日は市長にこのような総合教育会議の機会をもつていただいたことを、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

今、市長からもありましたけれども、本日の協議事項にはいじめ防止対策について、というところでございます。先般の重大事態につきましても、皆さんに大変ご心配をおかけしてしまいました。また、この件について教育委員さん方は本当に心を痛めて親身になって対応していただいているところでございます。いじめ防止対策、協議、打ち合わせ等は何度やっても決してやり過ぎるということはありません。今日もこのような場で協議をさせていただいて、また気持ちを新たに、教育委員会としても対応してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます、簡単ですがあいさつにさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

.....

4 報告事項

(1) 令和6年度「小学生オンライン交流会」について

【市長（大勢待）】 それでは、次第の4、報告事項に進みます。報告事項について説明をお願いいたします。

【企画政策課長（野村）】 企画政策課長です。恐縮ですが、これからは着座のままの説明とさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。

まず、報告事項（1）令和6年度「小学生オンライン交流会」について。お手元に資料1としてご用意させていただきました。

日時としましては令和6年7月22日（月）午前9時30分から、各小学校16校と市役所をオンラインで結んで実施したものでございます。

青梅市の将来を担う子どもたちが、それぞれのテーマについて他校との意見交換・交流を通じて、市政運営に対し、興味・関心を持ってもらうとともに、子どもたちの声を市政運営に反映させることを目的として開催をさせていただいたものでございます。

資料については、詳細をまとめてございますけれども、後ほどお目通しいただきたいと存じます。本日は当日の模様を15分程度の動画として録画をしておりますので、皆様にここでご覧いただきたいと思っております。準備をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~

【動画上映（小学生オンライン交流会の様子）】

~~~~~

【企画政策課長（野村）】 資料の方にお戻りいただきます。

以上をもちまして、報告事項（1）につきましては終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

【市長（大勢待）】 それでは、報告事項（1）について何かご意見等ございますか。

【委員（徳長）】 こどもたちにいろいろな意見を出してもらって、これが後に生きるというお話ですけど、こどもたちの意見が広がって次の市の施策の中に生きるような方法があればいいかなと思います。例えばごみ拾いですとかゲーム感覚でやるとか、けっこう全国で流行っていますね。そういう取組ができるといいのかなと。ほかにもいろいろありましたけれども、何かそういうものがあってこどもたちに返していけるといいのかなと思います。

【委員（百合）】 私も徳長委員と同じなのですが、せっかくこどもたちが考えてたくさん意見を出してくれたので、それを自分たちで実践して、こういうことをすると次につなげていけるのだなという実体験というか、そういうのを感じて経験して大人になってもらいたいので、市や大人が協力してこどもたちが考えていることを実現してあげたいなと思いました。

【委員（稲葉）】 こどもたちの意見たくさん出ていますけれど、この結果報告というものの、この意見がどう反映されたかという振り返りのミーティングというか会も必要じゃないかなと思うので、やはり言い放しではなくて、こどもたちがどう頑張ったか、それから行政がどう頑張ったかというところの振り返りの会を開いていただければ、どれだけの効果があったかというのがわかると思います。以上です。

【委員（杉本）】 3人の委員の方と重複してしまうかもしれませんが、こどもたちのこの意見、例えば具体的に特別授業をしてほしいとか、市にやってほしいことは相談ができる場所をつくってほしいとか、そういう具体的な案件があったと思います。特に、このグループBははじめ問題ということにとっても重点が置かれた発表だったと思いますので、具体的にその答えを出してあげて彼らに伝えてあげるといことが、やっぱり必要だろうというふうに感じました。以上です。

【委員（徳長）】 付け足して。この話し合いは各学校の代表ということで話し合っていると思うのですが、できれば、できたら学校ごとにこのテーマで、5年生でも6年生でもいいのですが、学校ごとに学年の中で話し合ったことをもとにして代表が話をしてもらおうと広がるのかなと。集まったこどもたちだけで話し合っ、それで終わりになってしまうよりも、テーマを学校あるいは学

年で話し合ってもらおうことが、このオンライン交流会についてより広まっていくのかなという気がしました。

【企画政策課長（野村）】 貴重なご意見ありがとうございました。

ご覧になっていただいていると思いますけれども、まず自分たちに何ができるのかという観点と、市にやっていただきたいことという2つの観点を、それぞれの小学生からいただいております。その中で我々としては今、特に2つ目は今回環境をテーマにしておりますけれども、青梅市では環境基本計画というものを策定しております。当日、教育長から最後のごあいさつをいただいたのですが、我々市の市長、副市長、教育長以下、あのバックボードの後ろで関連する部課長、職員、多くの職員がこのご意見を直接聞かせていただきまして、特に「青梅市の豊かな自然や緑を未来につなぐためには」というところでは、環境基本計画の中にこうした考え方を取り入れて、その環境基本計画の最後にはしっかりと資料として、ご意見をいただきましたお一人お一人のこどもたちのお名前を入れさせていただいて、そうした計画の中に盛り込んでいくということで、今取り組んでいるところでございます。

また最後の、徳長委員さんからいただきましたご意見ですが、実はこの当日を迎えるまでに、4月の最初に校長先生を通して各学校にワークシートをお配りさせていただいています。それをもとに各学校が児童会であったりクラスであったり、そうしたところでいろいろな議論を踏まえて、当日代表の方々に発表していただいております。そこまでのプロセスとしては、各学校ごとに異なるのですが、そういった多くの意見をいただいて集約をして代表の方が発表している。そういった流れで当日を迎えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

【市長（大勢待）】 ほかにございませんか。

ないようですので、次に移らせていただきます。

.....

（2）青梅市こども計画の策定について

【市長（大勢待）】 それでは、報告事項（2）について説明をお願いいたします。

【子育て応援課長（濱野）】 子育て応援課長の濱野と申します。私の方では青梅市のこども子育て支援行政を担当させていただいております。青梅市こども計画の策定につきまして現時点での状況等についてご説明をさせていただきます。

青梅市こども計画につきましては、「こども基本法」にもとづく市町村こども計画として、現在政策として実施中の子ども・子育て支援法にもとづく「第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって終了することも踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を代行した形で令和7年度からの5カ年計画として「青梅市こども計画」について令和6年4月に青梅市子ども・子育て会議に諮問を行い、同会議において計画の策定審議を進めていただいているところであります。

それでは、資料2をもちましてご説明をさせていただきます。こちらの資料につきましては、現在策定途中の抜粋資料となります。現段階では素案という段階でございまして、すべての事項で

検討中の内容となりますので、ご了承いただければと思います。

1 ページ目、1 の計画策定の背景と目的についてであります。

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、同じくこども家庭庁が発足いたしました。

「こども基本法」においては、日本国憲法、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すもので、市町村においては、国の大綱と都道府県の計画を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映した「こども計画」を策定することが努力義務とされております。

令和5年12月には、「こども基本法」の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられております。

市では現在、先ほども申し上げましたが、「第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画」により、多様化する子育てニーズに対応し、こどもの健やかな成長、子育て支援のための各施策を推進しているところであります。

令和5年4月からスタートしました「第7次青梅市総合長期計画」では、基本理念および取り組むべき施策の基本事項を定めた「青梅市こども基本条例」を制定し、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって健やかに育っていく地域社会を実現する「こどもがまんなかのまちづくり」を掲げ、こども・若者に重点を置いた施策を展開していく方向性が示されております。

令和6年3月には「青梅市こどもまんなか応援基金」を設置し、令和6年度から学校給食費の無償化や保育園の副食費補助など、独自の子育て支援施策に取り組んでいるところであります。

こうした国の動向と青梅市総合長期計画の施策の方向性を踏まえ、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、「青梅市こども計画」の策定を進めているというところであります。

次の2ページをお開きください。2の計画の位置づけですが、本計画は、こども基本法第10条にもとづく「市町村こども計画」として、こども基本法の基本理念を踏まえ策定するものとなります。

左側は、青梅市の最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画」のもと「第5期青梅市地域福祉計画」があり、その下の「青梅市こども計画」については、右側の国のそれぞれの法律にもとづく各種計画を内包した形で策定をしていくこととなります。

次に、3の計画の対象年齢ですが、本計画では、計画の対象となる「こども」を特定の年齢にある者と定めるのではなく、「心身の発達の過程にある者」全てと定めております。これは「こども基本法」に定めてあります。本計画は、こども・若者がそれぞれのライフステージ、それぞれ

の状況下において社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを目指すものであり、子どもや若者への支援が特定の年齢によって途切れることがないようにするため、このような考え方をとっております。

なお、包含する各計画にかかる事業につきましては、各法律または従前の計画にもとづく対象者および年齢としております。

4の計画の期間ですが、本計画は令和7年度から令和11年度までを計画期間とし、計画の内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとしております。

3ページ以降をご覧ください。5の計画の策定体制ですが、(1)アンケートの調査実施につきましては、本計画を策定するための基礎資料を得るために、令和5年度にアンケート調査を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望、市民の子育てに関する意識を調査いたしました。

調査対象は、①の表にあるとおり、4,000人を無作為抽出しております。今回の調査では、中学生、高校生の子ども本人へも初めて調査を行いました。回答状況につきましては、保護者が有効回答率40.8%、中高生が25.8%となりました。なお、600件を超える自由意見があり、これらも含め、集計結果につきましては青梅市ホームページに公開するとともに、計画策定に反映を行っているところであります。

次に、(2)青梅市子ども・子育て会議による審議についてであります。市民、事業主、学識経験者および子ども・子育て支援に関する事業の関係者等で構成する当会議へ「青梅市子ども計画の策定」について、令和6年4月に諮問・審議いただいているところであります。現時点では素案という段階です。令和7年2月に答申をいただく予定で、審議を進めていただいております。

次に、(3)青梅市子ども・子育て施策庁内推進委員会および同部会による策定作業についてであります。子ども計画の策定にあたり、庁内に設置していた従来の「青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会」の枠組みを活用し、新たに「青梅市子ども・子育て施策庁内推進委員会」を設置いたしました。この委員会では部会を設置し、施策や事業の検討、計画の策定作業を行っているところであります。

市担当部局としましては、この庁内横連携による計画策定作業を通じて、子ども・子育て施策にかかる職員意識の活性化にもつなげたいと考えております。

次に、(4)計画に対する意見聴取についてであります。子ども大綱では基本的な方針として「子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことが掲げられており、計画の策定に当たっては、意見を聴取しながら進めていきます。

①子ども・若者の意見聴取ですが、子ども基本条例や計画など、子どもに関する決まりや施策の検討にあたっての意見、それらを含めて、大型児童センターにつきましても、令和6年7月にWEBアンケートにより聴取を行ったところであります。対象は市内在住・在学の小学生から18歳とし、市内小・中学校、市内高校等にもご協力をいただき、1,093名の回答をいただきました。

した。このデータにつきましては現在分析を行っているところであり、この計画に反映を行ってまいります。

②懇談会（仮）の実施ですが、こどもたちとの対話を通じた意見交換を行い、計画に反映したいと考えております。こちらは現在も調整中であります。

最後に、③のパブリックコメントにつきましては、計画素案の次の段階となる計画原案に対する意見を、令和6月12月に市民の皆様から聴取することで予定をしております。

次に、4ページをお開きください。6の計画の基本方針についてであります。

この計画は、「こども基本法」にもとづきこども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」を勘案し、また、第7次青梅市総合長期計画のまちづくりの基本方向「2 こども・若者・教育・子育て」における10年後の市の目指す姿として掲げる、下にある3つの目標を総称する言葉として、本計画の基本方針を、「こどもがまんなかのまちづくり」とすることで、子ども・子育て会議においてご決定をいただいております。

本計画に記載する具体的な取組を実現するための財源として、令和6年3月に設置した「青梅市こどもまんなか応援基金」を活用することにより、計画を滞りなく推進していきたいと考えております。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向けた基本理念を定めるため「青梅市こども基本条例」を制定することとし、本計画の施策のひとつとして定めております。本来であれば基本理念となるこの「こども基本条例」があり、この理念の実現に向けた各種施策を「こども計画」で定めるべきところではありますが、「こども基本条例」につきましては市民の意思やこどもの意見を十分に取り入れて魂を込めたものとするべきであり、時間をかけて進めていく必要があるということで、子ども・子育て会議の中でも意見をいただきましたところから、「こども計画」に「こども基本条例」を制定することを明記し、条例制定後に必要に応じて計画の修正を行っていくこといたしました。

基本方針「こどもがまんなかのまちづくり」の下のブースにつきましては、計画推進の体系を示したものとなっております。

最後に、5ページの7計画の構成につきましては、一番左側の基本方針「こどもがまんなかのまちづくり」、国が示した自治体こども計画策定のためのガイドラインを参考にし、3つの基本目標を設定しております。

1としまして、子育て・子育てを支援します。これは年齢を問わず全てのこどもの福祉を実現するものです。

2としまして、こどもの将来にわたるウェルビーイングを実現します。年齢に応じた支援の充実を目指して行っていくものです。

3としまして、保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保します。子育て当事者への支援の充実を目指すものであります。

これらの体系に沿って各種施策を展開すべきものとし、現在検討を進めているところでありま

す。

説明につきましては以上となりますが、本計画は全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって健やかに育っていく「こどもがまんなかのまちづくり」の実現に向け、未来を担う青梅市にかかわる全てのこどもたちの幸福な成長と自己実現を願い、策定するものであります。

担当課といたしましては、子ども・子育て会議の意見や庁内委員会の意見、またこどもたちの意見、先ほどオンライン交流会でも意見をいただいております、こうした意見を十分踏まえた形で、青梅市の将来を左右する重要な計画であることを念頭に、策定作業に尽力してまいりたいと考えております。

以上です。

【市長（大勢待）】 それでは、報告事項（2）について、何かご意見等あればお願いいたします。

【委員（稲葉）】 1ページ目の「青梅市こどもまんなか応援基金」ですけれども、ある市ではこの基金を集めるのに、ふるさと納税に教育活動という項目をつくって、そこでふるさと納税を振り分けて教育のところへもってくるという方法をとっている市もあります。国とか都とかというところの基金はあると思うのですが、ぜひ民間からの寄付という形で応募というか公募してもいいのではないかなと思います。

あともう一つ、3ページ目の（3）青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会を発足されて、いろいろ考えられていると思うのですが、前も委員会を設立しましたということでその委員さんのお名前を拝見しますと、全員が男性だったんですね。ここはやっぱりこどもに関することですので、女性の委員さんの比率がどのくらいあるのか知りたいです。その女性も（男性もですけれども）例えば若い女性であったり、これから家庭をもとうとしている女性であったり、それから今現在まさに子育てしながらお仕事されている庁内の女性だったり、いろいろな家庭環境の女性を入れていただければ、より中身が深く話し合われると思います。よろしく申し上げます。

【子育て応援課長（濱野）】 ご意見ありがとうございました。

まず1つ目のふるさと納税の関係ですが、まだ決定ではないのですが、財政当局で伺った中では、ふるさと納税のこどもに関する寄付という項目の中で、基金を組み立てるような考えがあることは伺っております。本日いただきました意見等もお伝えさせていただきたいと思えます。

それから、庁内推進委員会の女性の割合の件ですけれども、庁内の推進委員会におきましては、まず推進委員会と推進部会というものがござります。推進委員会につきましては庁内の課長クラスで構成している委員会で、こちらにつきましては現時点で課長の割合が非常に男性が多い状況でござりますので、女性につきましては15名中2名という状態です。こうしたことも踏まえまして、庁内部会につきましては、係長級を中心には考えておったのですが、いろいろ意見をいただく中で主任クラスから会議に出してもいいとしまして、女性にも積極的に参加をいただいております。といいながら、職員全体の数としては女性が少ないので、人数としまして

は女性が14名中3名となっています。係長級が中心になっていますので、やはり昇任の点でちょっと難しいところもあるのですが、一方で主任からも出ていただくことによって、女性の候補もその中に可能な限り入れていきたいと考えております。

【委員（杉本）】 今ご説明いただきましたこの「青梅市こども計画」の策定ということで、事務方の書類として国の方向性とかそういうことを盛り込んだり、ということで書面になっているのですが、「こどもまんなか社会」という大きなタイトルの中で、こども自身がキャッチボールできるような、わかるような、反映されているような形にちょっと見えないのですね。やはり小学生にもわかりやすい、どういうふうなものを考えていますよというインフォメーションをしていただかないと、こういう書類だけで出てくると小学生は絶対わからない。それでいて「こどもまんなか社会」というのは、ちょっとズレがあるのかなと感じました。

小学生オンライン交流会報告書の最後の方のページに、市長に直接ものが言えるのがとても嬉しかったとかいう意見があったのですね。ですから、こどもたちと市長がもっとキャッチボールできるような場や、相談する場所がほしい、相談員じゃなくて市長に相談すると。そういうような場がつけられて、自分たちの意見が政治に反映して形になるのだということで政治が身近なものに感じられて、自分たちが高校生になって選挙権を持ったときに、自分たちもかかわろうというふうに反映できると思うのですね。それがいつか政治になっていく。そんなふうに考えるのですけれど、今の文書だけだと形だけで伝わっていかない。こどもたちに反映する、もっと「こどもまんなか社会」というのに視点を置いて、こういう答申をさせていただけたらと、そんなふうに思いました。以上です。

【子育て応援課長（濱野）】 ご意見ありがとうございます。小学生にわかるようにということの中では、本日掲載させていただいたのは計画の抜粋資料という形でございまして、これが計画の素案になるのですが、簡単にしていくと大人に向けてはこういう形になるのですが、こどもは当然これではわかりませんので、こどもに対してはわかるような形の資料の策定はぜひしていきたいと考えます。

それと、先ほど市長とのキャッチボールというお話がございましたが、「こども計画」を策定をしていく中で、今回の「こども計画」に書き込んでいくこととして、こどもの意見を反映する、尊重するといったところはすごく重要なキーワードになるかと思っておりますので、そういったことを具体的にじゃあどうすればできるかというところは、先ほどのオンライン交流会等がベースになるのかもしれませんが、こどもたちが自分たちのことを考えていくような、そういった会議を検討していくようなことも大切ではないかというふうに担当課としては考えています。そうしたことも今後検討していきたいと思っております。

それから、総合長期計画においてはこども版を作成しております。こういった形で「こども計画」の方もこども版を作成していきたいと考えております。

【委員（百合）】 3番にあった計画の対象年齢というところで、「特定の年齢ではなく心身の発達の過程にある者」というふうに定められているということで、こどもというのは食べること、

寝ること、遊ぶこと、学ぶことというのは、本当に安心した環境でないとできないと思うのです。なので、その環境がどういうものかということ幅広い年齢の人に聞いて、その環境を整えてあげられる市であってほしいなと思います。そして、子どもを育てている保護者というのが安心して働いたり生活していないと子どもにも影響があると思いますので、そういうところを市の方でバックアップして、幸せに皆さん暮らしていけるようにしていただきたいと思います。

【子育て応援課長（濱野）】 ありがとうございます。調査の中では、昨年行いましたアンケート調査においては保護者の意見をいただいたところです。この調査の中では若者の意見、19歳未満の方の意見をWEBでやろうかなとは考えてございます。まだちょっと具体的なことをお示しできないのですけれども、近々行いたいというふうには考えてございます。

【市長（大勢待）】 ほかにありませんか。

【委員（稲葉）】 7の計画の構成のところを拝見していたのですけれども、先ほどのオンライン交流会で、子どもたちが相談をしに行ける場があればいいということがありました。どこに当たるかなと思って見たのですが、あまりきちっと、あ、ここは相談しに行く部署だなというところがピンとこないものですから、意見です。

やはり後のいじめ防止のところにも関連するのですが、子どもの権利オンブズマンということで、子どもが相談できる機関、第三者機関になると思うのですが、そこを行政はきちんとつくって、そこへ子どもたちがどんどんリアルに相談しに行ったり、インターネットで相談しに行ったりできるような部署がほしいなと、すごく思います。国立市とか中野区ではできております。参考になる都市はたくさんあると思いますので、ぜひ子どものオンブズマン、人権のオンブズマンという項目を考えていただければ嬉しいです。よろしく申し上げます。

【子育て応援課長（濱野）】 ありがとうございます。今回のWEBで行った子どもの意見聴取では、策定途中としているところなんですけれども、どんな大型児童センターだったらいいですかという意見を聞く中で、項目をつくったところ、悩みを相談したいという意見も一定件数いただいているところです。大型児童センターができる前でもやるべき課題と捉えておりますので、WEBでかなりご意見をいただいておりますし、この「子ども計画」を策定する中では、庁内推進委員会で策定作業を進める中で議論を詰めているところですので、そうした相談体制についてもどこか部署にできるかどうかを検討していきたいと考えております。

【市長（大勢待）】 ほかにいかがでしょうか。

ほかにないようですので、報告事項（2）については以上とさせていただきます。

5 協議事項

いじめ防止対策について

【市長（大勢待）】 それでは次に、次第の5、協議事項に進みます。

本日の協議事項のテーマは、「いじめ防止対策について」です。協議事項のテーマと状況について説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、資料3、青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会からの提言にもとづく取組についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、令和6年1月4日公表の市立小学校いじめ重大事態と令和6年6月18日公表の市立中学校いじめ重大事態の調査部会からの提言を受けまして、市教育委員会として今後いじめ問題対策について、学校、教育委員会が取り組む内容をお示ししています。また、7月に実施しました市のいじめ問題連絡協議会およびいじめ問題対策委員会を踏まえまして、7月30日に確定したものでございます。

構成としましては、1. いじめの未然防止について、2. いじめの早期発見について、3. いじめへの早期対応について、4. 重大事態への対処、これにつきましてはそれぞれの学校の取組、教育委員会の取組について分けて記載しております。最後に5. 重大事態再発防止についての教育委員会としての決意について記載しております。

それでは、内容について抜粋して説明をいたします。

初めに、1. いじめの未然防止について。

(1) 学校の取組でございます。

イ 年間3回以上、事例研究を含めたいじめに関する研修会を実施する。

ウ いじめについて考え話し合わせる授業を年3回以上実施する。

オ 教職員間の情報共有を積極的に行い、特に、学級担任の交代や転任してきた教員間の引継ぎにおいては、過去の経緯を含め丁寧な情報共有を行う。

続いて、(2) 教育委員会の取組。

ア いじめゼロ宣言を中学校区ごとに行う。

イ 「青梅市いじめ防止基本方針」、各学校「いじめ防止基本方針」を点検する。

オ 保護者に対し、いじめ防止対策推進法にもとづく学校対応のあり方や調査、手続等について十分な理解が得られるよう、いじめ防止マニュアルを整備し、必要に応じて適切な説明を行う。

キ 提言にもとづいた対応を市内各校において実施できるよう計画を立て、実施状況を定期的に確認するとともに、必要に応じた指導・助言を行い、児童・生徒の安全な学校生活を担保する。

続いて、2. いじめの早期発見のために。

(1) 学校が取り組むこと。

ア 定期的なアンケート調査、いじめ発見のチェックリストの活用等によりいじめに関する情報を迅速および的確に収集する。

イ スクールカウンセラーによる小学校第5学年および中学校第1学年の全員面接を実施する。

オ 保護者会や学校便り等で定期的に学校のいじめ防止対策の案内をする。その際、いじめ対策委員会の構成メンバー、同メンバー全員が相談や通報の窓口となることを説明し周知する。

キ 管理職は責任者として情報共有の状況を把握する。年度替わりの時期には、いじめ対策委員会が中心となり、学校全体のいじめに関する情報を全教職員で共有する。

ケ 児童・生徒が健康安全に学校生活ができるようにするとの観点から、校長、副校長および教職員がチームとして力を発揮するよう十分に意識する。

続いて、(2) 教育委員会が取り組むこと。

ア 一見、交友関係の中のやり取りに見えても深く傷ついているようなケースが起こり得ること、「いじめ」「じゃれあい」などとされる行為がいじめにつながるものが十分あり得ることを周知する。

ウ スクールカウンセラーからの継続的な助言が得られるよう現場の体制を十分に検討し整備する。

エ 福祉的支援を受けられるよう具体的な対策、対応のため、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用する。

続いて、3. いじめへの早期対応。

(1) 学校が取り組むこと。

ア 保護者等からのいじめの相談や訴えがあった場合に、迅速な被害事実の確認を最優先し、保護者に対する結果報告を速やかに行う。

イ いじめを把握した場合、学校いじめ対策委員会を中心に、学校全体で迅速に対応し、アンケートを行ったり、聴き取りを行ったりしていじめを受けた児童・生徒と保護者をケアする。いじめを行った児童・生徒に対する対策を行うに当たっては、いじめは、これを行う方と受ける方でその意識に大きな開きがあるといういじめの理解を踏まえて、徹底してこれを実施する。

ウ いじめを把握した場合、学校や教員の面目を優先せず、固定観念に執着するなどの余念を排し、生命・自由など児童・生徒の尊厳を最優先とし、躊躇なく組織的に対応する。

エ いじめを受けている児童・生徒もしくはいじめを受けているのではないかと疑われる児童・生徒に対し、教員はその心情を配慮し、適切な助言を与えることにより、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

また、表情がさえず、ふさぎ込んだり、泣いたりするなど、元気をなくしている児童・生徒を発見した場合は、教員はその理由を尋ねるなどして、当該児童・生徒が安心して授業を受けられる状況を確保する。

ケ 「見守り」という名目で放置することなく、必要に応じて被害児童・生徒や加害児童・生徒、関係する児童・生徒との面談、働きかけなど具体的な対応を行う。

続いて、(2) 教育委員会が取り組むこと。

ア 上記の学校の対応について十分に把握するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。

続いて、4. 重大事態の対処についてであります。

(1) 学校が取り組むこと。

ア 重大事態が生じた際、学校は、速やかに教育委員会に報告するとともに、この重大事態について、十分な理解を深め事実関係を明確にするため、予断を排し教育委員会と連携を密にし、学校全体としてこれに対応する。

イ 保護者等から、いじめによって上記の事態が発生したのではないかとの示唆がなされたときは、学校の認識がどうであれ教育委員会に速やかに報告するとともに、重大事態が発生したもものとして教育委員会と連携を密にし、報告調査に当たる。

ウ いじめを受けた児童・生徒の保護者に対して、積極的かつ主体的に在校生アンケート調査や一斉聴き取り調査の提案をする。

エ 学校はいじめと児童・生徒に生じた重大事態の因果関係について、固定観念などから、早々に否定的見解をもつことなく、両者の関連を深く且つ慎重に究明する。この場合、単なる軽いからかいに過ぎないとか、継続的ではなく一時的なものに過ぎないなど、いじめを深刻なものとして捉えない先入観を排し、これを受けた児童・生徒の傷つきに留意し、事実に対し謙虚に向き合う。

オ 法の定める重大事態の要件を教職員全体の共通理解とし、重大事態発生時の対応フローに則った対応を行う。

カ これまで市内で発生した重大事態やその他の事案を題材としたケーススタディを行い、児童・生徒の最善の利益を踏まえた対応について研究を重ね、その際、必要に応じていじめや子どもの人権に詳しい識者による研修を行う。

(2) 教育委員会が取り組むこと。

ウ 教育委員会は、法の定める重大事態の要件や発生時の対処について、対応フローモデルのもとで職員間で正確な共通理解を図る。

エ 教育委員会は適切な助言と指導を行う立場にあることを自覚し、そのための研鑽に努めるべきことから、過去に本市で起きたいじめ重大事態の調査報告書は、指導主事等に就いた者全員が精読することを必須とし、各報告書にある再発防止に向けた教訓を実効的に活かす。

オ 学校に対し、いじめの疑いが発生した場合や重大事態が発生した際に、法や条例に則った対応を行うことを周知徹底する。

最後、5. 再発防止を目指して。

学校、教育委員会および保護者、児童・生徒、地域、関係機関（以下「保護者等」という）が相互に連携するとともに、保護者等が自由に意見を述べ合える参加型の体制により、社会総がかりでいじめ問題の克服と防止に取り組む。

以上、抜粋した内容でございますが、説明とさせていただきます。

これらの内容につきましては、今後、教育委員会内で研修資料を作成しまして、教育委員会から市内全校に送付いたします。年間3回実施する学校内での研修に位置づけ、研修を実施し、いじめの未然防止・早期対応等に向けた取り組みを学校、教育委員会で連携・協力を図りながら進めてまいります。

説明は以上でございます。

【市長（大勢待）】 テーマの趣旨や状況についての説明がありました。

本テーマにつきましては、委員の皆様から様々な視点、角度からのご意見を伺いたいと思いま

す。まずは各委員の皆様一人一人からご発言いただきたいと思います。

初めに、稲葉委員からお願いいたします。

【委員（稲葉）】 いじめ問題については本当に児童・生徒と保護者と教育委員会と学校と、とても複雑な関係があり、綿密なコミュニケーションがきちっと丁寧にとられていないと、なかなか相互理解ができにくい問題だと思います。私としては、こどもがきちっと、いじめられているということを安心して相談できる人、相談できる場所がまずあること。それが学校のアンケートという形で毎回とられていて、その後、いじめがどういうふうにして減っていったかという報告書も出ていますので、その辺は以前と比べていじめ問題がきちっと数値として上げられて、その対象のところも数値として上がってきているので、対策は進んできていると思うのですが、やはりこどもたちがきちっと話し合える場所、それから保護者が話し合える場所、学校と話し合える場所、その場の設定というのがとても難しいと思うのです。以前、いじめられた生徒と保護者、いじめた生徒と保護者、それに第三者に入ってもらって、一番最初の段階でお話し合いをしたときに、お互い、実際にあったこと、そしてどういうふうに使っていたということ、双方から意見が出てきました。学校が聴き取り調査で長い時間がかかるのではなくて、最初の段階で双方が集まって、第三者が入って、学校が入ってという会議がもてたら、もう少し速やかにいじめ防止というところに貢献できるのかなと私は思います。以上です。

【市長（大勢待）】 それでは続きまして、百合委員。

【委員（百合）】 いじめは起こってはいけないことなのですが、もし起こってしまったときにこどもが相談する先というのは、やはり小学生や中学生では人の目というのも気になってくる年齢なので、なかなか自分の身近な人に相談できる子っていうのはいないと思うのですね。うまくSOSを出せる子は解決に少しでも近づけるのではないかなと思うのですが、親や学校の先生だけではなくて周りの人誰でもいいんだよということを、もっともっとこどもたちに周知していかないといけないのではないかなと思います。友達には言いにくいけど近所の人ならちよつと言えたとか、こどもにとってそういう環境ができることを、私は望みます。

学校訪問でちょっと気になったことがあったのですが、グループ学習をしている生徒が、そのグループでうまく意見が言えてない。自分の意見が言えないから参加しないのではなくて、グループ間のお友達の顔色をうかがいながら意見を言っている子を見たときに、学校の先生に聞いてみたことがあるんですね。あの子ちょっと元気なさそうですけど。やはりそのグループの子とうまくいっていない、その子が苦手だから自分を出せてないんですと。たまにしか見ない私たちでも気付いたりすることがあるので、本当にいろいろな先生、いろいろな方がこどもたち、児童・生徒の様子を見て、ちよつとこの子大丈夫かなということは声に出して、様子を観察してもらえると、一人でもそういういじめられる子を救っていけるのではないかなと思っています。以上です。

【市長（大勢待）】 続きまして、杉本委員お願いします。

【委員（杉本）】 本当にこのところ、このいじめ問題が重大案件で、毎月の定例会でも議題に

あげて、皆さん本当に真摯に取り組んでいらっしゃる姿を見て大変だなというのと、現場を見て今の百合委員のお話にもあったように、学校訪問などをすると、クラスの中で浮いてるような子とか、そういう子を見かけたりもするわけです。それが、ここにも書かれている「いじり」とか「じゃれあい」とかいうのと「いじめ」というものの境みたいなものが本当に見分けにくいのですけれど。このプリントには大事なことがたくさん書かれていて、これがきちっと実現できると、本当にいじめ解消になっていくだろうと思うのですけれど。

例えば、3のいじめへの早期対応のウ「学校や教員の面目を優先せず、固定観念に執着するなどの余念を排し、生命・自由など児童・生徒の尊厳を最優先」という、本当にここに尽きてくると思うのですね。それと、申し送り事項的な、教員間の職場がかわったときの引継ぎだとか、それから今度小学校から中学校へ上がって、小学校からの問題事案を中学校に申し送るとか、これを細かく徹底的に配慮していただいて大きく広がっていくような、予防医学のように予防いじめみたいな取り組み方をしていただくと、より案件が少なくなるように思います。以上です。

【市長（大勢待）】 続きまして、徳長委員お願いします。

【委員（徳長）】 この取り組みに対する文章を、全教員が理解して、しっかり受けとめていくことが大事なのかなと思います。当事者だけではなく、いじめにかかわった子たちだけではなくて、全員がこれを見て、こういうことなんだということをしっかり受けとめて理解することが大事だと思います。

それから、教員としての経験からすると、やっぱり「じゃれあい」とか「いじり」ってあるんですね。ただそれがどうやったら「いじめ」につながるのか、どこから「いじめ」なのかに関しては、よくわからない。ただ、それが対等なものから上下関係につながっていく、それから多数対1になっていくことがいじめにつながるのだということをしっかり子どもたちに理解させないと。「じゃれあい」とか「いじり」とか、大人でも冗談言ったりすることがありますので、いけないのではなくて、それがどうしたらいじめにつながってってしまうのかをしっかりと理解させないと、なくならない。いじめがなくならないのはしょうがないことだとよく言われますけれども、そこをしっかりと子どもたちに理解させることが大事なのかなと思います。

それから、起こったときに大事なのは、よく言われる「ほうれんそう（報告・連絡・相談）」というのがありますけれども、そこが教師だけでなく子どもと先生の間にも必要なのかなと。やっぱり見てきていて、いじめに関していうと、必ず徴候はあります。全くなくて突然起こるものではないと思いますので、その辺の徴候を教師が見れるか。教師が見えない部分もあるので、そこは子どもたちの中でそれを感じた、それを見たとき、子どもたちが教師に言えるかどうか。その教師と子どもの信頼感が一番大事なのかなと思います。やっぱり起こってから、気がつかなかったのではなくて、徴候を見たときにある程度こちらで対応していけば、いじめに差しかかったときでも大きな問題にならないということがありますので、その辺の見方ですとか教師と子どもの信頼感。もちろんいじめを受けている子が直接言えればいいのですけれども、なかなかそういうことはできませんので、周りにいる子どもたちに、そういうことがあったときに言ってもらう。

教室でいくら言っても、先生との信頼関係がなければ言えないんですよ。言ったって聞いてくれないとか、前に言ったけど全然やってくれなかったということがあると云えませんが、子どもとの信頼関係をつくるということが一番大事だと思います。その辺を研修のところでもしっかり伝えていただければと思います。

当然起こってから一番大事なのは初期対応ですけれども、その部分でも、やっぱりいじめられた方、いじめた方の立場は違いますけれども、保護者としてはやっぱりお互いの気持ちを理解してもらおうということが必要なのかなという気がします。いじめられた子だけでなく、いじめた子、どうしていじめてしまったのか、あるいはいじめた子のお母さんもなぜ自分の子はいじめてしまったのか、相手の子の気持ちというのをできるだけ理解してもらおうことが大事なので、その辺のところも初期対応の中でよく話し合ってもらおうとか、意見を聞く。その辺のところは形式的な部分だけになってしまうと、後になって、あのとき聞いてもらえなかった、あのとき違ってたということになりますので、初期対応が大事なのかなと思います。よろしくお願いします。

【市長（大勢待）】 ありがとうございます。

それでは、橋本教育長からご意見をお願いします。

【教育長（橋本）】 いろいろとありがとうございます。もちろん未然防止、これで防げれば一番いいことであって、ただ現実的に過去の事例などを見ますと、初期対応のところでも問題があったのかなというところを感じられます。そのような中、先ほど来から出ておりますけれども、相談できる環境の整備が非常に大事なことであって、なおかつ相談してもいいんだよという雰囲気づくり、これも非常に大事だと思っています。これまでの経験を踏まえながら、教育委員会としては学校と一体となってこのいじめ問題には取り組んでいきたいと考えております。

ありがとうございます。

【市長（大勢待）】 ひととおり発言をいただきました。私からもこの問題についてということで。

皆さんいろいろな意見をありがとうございました。聞いていて、今ふと頭に浮かんだのが、愛読書でドストエフスキーの『カラマーゾフの兄弟』の最後、アレクセイ・カラマーゾフの、「子どもというのは、子どものときに大人からよくしてもらったすごい楽しい思いをしたという思いがあれば、その後の人生をちゃんと生きていけるんだ」という台詞があるんですよ。逆もまたしかりで、こどものころにいじめという深い傷を負ってしまうと一生引きずることになる。いじめを起こさないように、一つずつしっかり対応していかなければなんて思っておりますし、いろいろな策がありますので、一つ一つ丁寧に進めていただきたいと思います。

あとは、いざとなったらちゃんと周りにいる大人が助けてくれるという、そういう安心感をつくるような雰囲気、状況をしっかりとつくっていただきたいと思いますし、今日いるメンバー、教育委員の皆さん、また学校現場にいらっしゃる先生方もお互いに情報交換をしっかりとしながら、いじめの未然防止、起きてしまった後どうするか、対応をしっかりしていければと思っております。

私からの意見は以上であります。

市長部局等も含めて、ほかに何かご意見ありますか。

【委員（稲葉）】 SOSを出せる場所があればいいということ、子どもたちはSOSを出していいのかわからない、どう出せばいいのかわからないというところで、私が教育委員になってから申し上げていますCAPのおとなワークショップと子どもワークショップ、今年予算の中に少し入れていただいたと思うのですが、まだ実施されている学校はなさそうです。CAPのワークショップというのは、子どもだけではなくて、教員を含め保護者の方、地域の方も全部入ってのおとなのワークショップ。このおとなのワークショップは、子どものSOSをどう聞かかというのを具体的に習います。子どもから相談されたとき、大人もときどきしますので、そのときにどう言葉を発していいかというところまできちっと練習します。その知識があるかないかで、大人が子どものSOSを安心して受けとめることができ、そしてどこへつないだらいいかもきちっと学習して、関連機関への橋渡しもできる。子どもたちはSOSを出すときに、中学生なんかは、どうせ先生に相談してもあまり取り合ってくれないという言葉も聞くのですが、教員も一緒にワークショップを受けます。先生も子どもから相談されたらどんなふうに答えたらいいかというワークショップもします。その辺は担任の先生と子どもたちの共通認識、子どもがSOSを出したら先生はこう発信してくれるというところを子どもも見ていますので、そのところではとてもいいいじめ防止、あるいは虐待防止、それから子どもの人権のためにもいいワークショップだと思います。ぜひ小学校の3年生か4年生のときに一度、全青梅の子どもたちが受けられるようになるのととてもいいなと、私は思います。ご紹介まで。

【市長（大勢待）】 CAPって、僕も実は受けたことがありますよ、今から14年ぐらい前ですが。いじめ防止等、ワークショップでいいのがあるので、担当課としてもちょっと見にいつてはいかがでしょうかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、協議事項につきましては、これで終了とさせていただきます。

本日の議題にもありましたが、いじめ問題の根絶に向け、市としてできる限り力をあわせてしっかりと行っていき、子どもたちが安心して学校に通えるような環境づくりをこれからも取り組んでまいりたいと思います。

.....

6 その他

(1) 日本航空学園石川の紹介

(2) 高校生と市長との意見交換会について

※青梅総合高校および多摩高校との意見交換会を12月に予定

【市長（大勢待）】 それでは、次第の6、その他に移ります。(1)および(2)について説明をお願いいたします。

【企画政策課長（野村）】 それでは、その他の(1)(2)につきまして、続けてご報告をさせていただきます。

まず（１）日本航空学園石川です。本日皆様のお手元に２冊の冊子をお配りさせていただいております。本年元日に発生いたしました能登半島沖地震によって甚大な被害を受けられました日本航空学園石川キャンパスの日本航空高校石川および日本航空大学校が、今年春から長淵にありました明星大学青梅キャンパスの方に緊急的一時避難ということで学校生活を送られております。その２０２５年版の学校案内でございまして、すでに６月には副市長、教育長が、７月には市長も現地に視察・見学に行かせていただいております。学校側としてはいつでもぜひご覧になっていただきたいというお声をいただいておりますので、本日この冊子を２冊ご用意させていただきました。また今後、２学期が始まりまして秋以降に先方と相談させていただきまして、教育委員の皆様にも現地に足を運んでいただいて、実際に教育活動を見ていただくような場を設定させていただきたいと思っておりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

続きまして、（２）でございまして、高校生と市長との意見交換会ということで、昨年度は１２月に都立青梅総合高校の生徒さんに直接市長室においていただきまして、市長、副市長、教育長に直接ご意見を聞かせていただく場を設定いたしました。今年度はさらに都立多摩高校も加えまして、市内の総合高校と多摩高校の２校と、現在調整をさせていただいております。同様に２学期が終了するぐらい、１２月ころを目途に、２校の生徒さんたちに直接ご意見をお聞きする場を設定したいと考えております。当日の様態等につきましては、今後の総合教育会議等におきまして、また教育委員の皆様にはご報告をさせていただきたいと考えているところでございまして、

その他（１）（２）の説明は以上でございまして、

【市長（大勢待）】 一括して、質問等ありましたらどうぞ。

【委員（稲葉）】 この高校生なんですけど、多摩高校と総合高校ですが、青梅市にはそれ以外の高校へ通っている高校生がたくさんいます。その高校生はどうするのでしょうか。

【企画政策課長（野村）】 先ほど子育て応援課長の方からも、アンケート等で意見をお聞きする機会を設定すると。今回、学校単位で協議・調整をしておりますので、市外の学校に通われているお子さん方には、アンケート等からご意見を伺う機会を確保していくということと、昨年は青梅総合高校だけでしたが、今年度はそこに多摩高校も加えさせていただきました。さらに日本航空学園さんと、どんどん枠を広げていきたいと考えておりますので、一気に広げられないのですけれど、順次少しでもこども・若者の意見を市政に反映していきたい。こういった趣旨にもとづいて、増加させていきたいというふうに担当の方では考えております。以上です。

【委員（稲葉）】 青梅総合高校とは１６年ぐらい関係がありまして、最初のころは青梅市在住の生徒が多かったのですけれど、今は本当に青梅市在住の生徒が少ないんですよ。他市から青梅市総合高校へ通っていらっしゃる。そこで、外の目から見た青梅市というところできちっと話し合えたらいいなと。その辺のところ、自分の住んでいる市じゃないしみたいな感じだと話し合いにもならないので、そこは高校生として通う市の様子みたいなものを事前学習していただいて話し合いの場に臨んでいただければ嬉しいなと思っております。

【企画政策課長（野村）】 ご意見ありがとうございます。すでに先方の教員の方々と話を詰めて

います。去年の青梅総合高校もそうだったんですけども、今年が多摩高校もそうですが、青梅市内のこどもたちの方がいいんですかという声を教員の方からいただいております。我々は、そうではなくて青梅市に通学している市外の子も市内の子も分け隔てなく参加していただいて、去年の総合高校では東青梅駅を降りてからの青梅市の状況について、こうあったらいいな、こうあるべきだというご意見をいただいております。今年が多摩高校の生徒さんも、市外から青梅市に通っていただいている生徒さんからも、まさに自分が住んでいる自治体と青梅市と比べてこうだとか、青梅駅降りてからこうだとか、いろんなそういった視点でのご意見はぜひいただきたいというふうに考えているところでございます。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。

【市長（大勢待）】 その他、ご質問、ご意見等ございますか。

ないようですので、（１）（２）については以上とさせていただきます。

その他、ありますか。

各委員の皆様から何かありますか。

それでは、本日の議事は全て終了となります。

.....

7 閉 会

【市長（大勢待）】 以上をもちまして、令和6年度第1回青梅市総合教育会議を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

.....

午前11時29分閉会